○県営土地改良事業の換地処分

○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員厚生課

農村整備課

示

宮城海区漁業調整委員会

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員

○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

住

宅

課

同

四

(建築宅地課)

正する規則

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正

疾病・感染症対策室

○肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改

規

則

目

次

公

行

宮城海区漁業調整委員会

発 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○かご漁業の制限

ページ ○宮城県規則第七号 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する 令和二年二月二十五日 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 規 削 宮城県知事

村

井

嘉

浩

のように改正する。 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則(平成三十年宮城県規則第百八号)の一部を次

に規定する指定医療機関において」に改める 医療」を「当該医療」に、「三月以上ある場合の」を「既に三月以上ある場合であって、次条第一項 「保険医療機関」という。)」に、「一部負担額が次に掲げる額を超える肝がん・重度肝硬変入院関係 第三条中「係る」の下に「次に掲げる」を加え、「既に次条第一項に規定する指定医療機関」を 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関(以下

第四条第一項中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する」及 「以下「保険医療機関」という。」を削る。

六 六 三項第一号中「臨床調査個人票(第一項第四号に規定する同意をしたことについて本人による証明が 票」を「知事が別に定める臨床調査個人票及び同意書(以下「個人票等」という。)」に改め、 あるものに限る。以下同じ。)」を「個人票等」に改め、 第七条第一項第二号中「指定医療機関」を「保険医療機関」に改め、 同項第二号を次のように改める。 同項第四号中「臨床調査個人 同条第

知事が別に定める入院記録票の写し

(水産林政総務課)

六

(防災砂防課)

同

八 六

第十六条(見出しを含む。)中「臨床調査個人票」を「個人票等」に改める

附則第二項中 「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

九 1 この規則は、 公布の日から施行し、 改正後の肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則

(以下「新規則」 という。) の規定は、 令和一 年 一月一日から適用する

2 部負担額が高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号。 以下 「高齢者医療

(1)

数の三分の一の数について

○宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総

令和2年2月25日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁文化財課)

(建築宅地課)

九

(施行期日

選挙管理委員会

○開発行為に関する工事の完了(二件

告

○土砂災害警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業

のは、 十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)」とある る場合における新規則第三条の規定の適用については、同条中「健康保険法(大正十一年法律第七 定医療機関において当該医療を受けた月が平成三十一年一月から令和元年十二月までの間の月であ おいて当該医療を受けた月数が既に三月以上ある場合であって、新規則第四条第一項に規定する指 内に、健康保険法 を超える肝がん・重度肝硬変入院関係医療のうち、 づく政令に規定する特定疾病給付対象療養に係る新規則第三条各号に掲げる高額療養費算定基準額 確保法」という。)第七条第一項に規定する医療保険各法に基づく政令及び高齢者医療確保法に基 「次条第一項に規定する指定医療機関」とする。 (大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関に 当該医療を受けた日が属する月以前の十二月以

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 **令和二年二月二十五日**

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年宮城県規則第八十二号)

第二条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

宮

四項中「省令第十二条第二項に規定する同条第一項に掲げる図書のうち変更に係るもの」を「前項の 出に適用される省令第十二条第三項に規定する同条第一項に規定する図書を含む。)」を加え、同条第 改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、「も 十二条第一項」の下に「及び第十三条の二第三項」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に 図書」に改める の」の下に「(法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項後段の規定による変更の届 第五条第一項中「第十二条第一項」の下に「及び第十三条の二第三項」を加え、同条第二項中

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める 第六条第二項第二号中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、 同条第三項中

第八条中「第二十九条第一項及び法第三十一条第一項」を「第三十四条第一項及び第三十六条第

第十三条第三項中 第十一条第二項中 「日本工業規格」を 「第三十二条」を「第三十七条」に改める。 「日本産業規格」に改める。

> 様式第七号中「瓣32※」を「瓣37※」に改める。 第十四条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第 項」に改める

する法律(令和元年法律第四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。 十四条及び様式第七号の改定規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二項第二号、第八条、第十一条第二項、

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和二年二月二十五日

○宮城県規則第九号

特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成七年宮城県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。 第七条第二項中「欠いたとき」の下に「(連帯保証人の弁済が極度額に達したときを含む。)」を加

様式第六号を次のように改める。

える。

人民者負担額 月			帯がら	13 14	10 11 12	9	8 7 6 5	4	2 3	
、毎月末日までにその月分を知事が発行する納入通知書により納入します。特定公 終例第47号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により入居者負担額の変更が す。 大月書名の家賃その他の特定公共賃貸住宅に係る債務を保証する能力を欠いたとき したときを合む。)等特定公共賃貸住宅に係る債務を保証する能力を欠いたとき したときを合む。)等特定公共賃貸住宅に係る債務を保証する能力を欠いたとき の業期負担の義務を履行します。 会共賃貸住宅の保管の義務を履行します。 会共賃貸住宅の保管の義務を履行します。 を使用しないときは、条例第17条の規定により、届け出ます。 活力等の禁止を遵守し、公序良俗に反する行為等を厳に模み、近隣と協調し、迷惑 次の行為はいたしません。 の第24条の規定により、10日前までに知事に届け出て検査を受けます。 宅明波しの請求を受けたときは、速やかに明け渡します。 の費用を負担します。 の費用を負担します。 1号の規定により、通常損耗分等も含め全額負担) が罰則の適用を受けたときは、過料を支払います。 1号の規定により、通常損耗分等も含め全額負担) が罰則の適用を受けたときは、過料を支払います。 1号の規定により、通常損耗分等も含め全額負担) が罰則の適用を受けたときは、過料を支払います。 1月の規定により、通常損耗分等も含め全額負担) が問則の適用を受けたときは、過料を支払います。 1月の規定により、通常技能力していても条例、規則 好な住生活を維持するよう努めます。 入居(予定)者がこの請書により債務を履行しないときは、30万円を極度額として することを証するため、関係人連署の上、本書3通を作成し各自1通を保有します 上部保証人 住所 氏名 印	宮城県知事 殿 (注) 連帯保証人の印鑑は,	月	特定公共賃貸住宅の入居につ により生じるすべての債務に	過料の支払いその他	住宅検査 住宅明渡し 明渡し時の補修費負担	条件事項	費用負担 住宅の保管 長期不使用届 迷惑行為等の禁止	連帯保証人の変更	住宅名 家賃 入居者負担額	
質っ 連以於 為 栓 が の貸た 帯下い を に 適 請	印鑑登録済の実印としてください。)者 30万円	入居(予定)者がこの請書により債務を履行しないときは、30万円 することを証するため、関係人連署の上、本書3通を作成し各自1	UX 12 00 210	44 64 44	11・ません。 知事の承認を得なければ、次の行為はいたしません。 (1) 親族を同名させること。	へで開います。)。 条例第15条に規定する入居者の費用負担の義務を履行します。 条例第16条に規定する特定公共賃貸住宅の保管の義務を履行します。 15日以上特定公共賃貸住宅を使用しないときは、条例第17条の規定により、届け出ます。 条例第18条に規定する迷惑行為等の禁止を遵守し、公序良俗に反する行為等を厳に慎み、近隣と協調し、迷惑行為を	ときは、その額を支払います。 連帯保証人が死亡したとき、入居者の家賃その他の特定公共賃貸住宅に係る債務を保証する能力を欠いたとき(連帯 保証人の弁済が極度額に達したときを含む。)等特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成7年宮城県規則第91号。以下 「規則」という。)第7条第2項又は第3項の規定に該当するときは、速やかに新たな連帯保証人を定めて承認を求め、 VitEltHます	・特定公共員員住宅 特定公共員員住宅へ店間音 特定公共賃貸住宅 特定公共賃貸住宅 男額 円とします。 円とします。 円とします。 日とし、毎月末日までにその月分を知事が発行する納入通知書により納入します。特定公共賃貸 月額 円とし、毎月末日までにその月分を知事が発行する納入通知書により納入します。特定公共賃貸 中学条例(平成7年京城県条例第47号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、利民者自相額の亦事があった	战令公共传令任令 7 日語主

様式第6号(第5条関係)

印 額 普通県営住宅20万円, 駅 れの囲ま E、 殿	人西 (丁足) 省 住所	県営住宅の入居については、上記の条件を厳守し、入居(予気万円、改良県営住宅10万円を極度額としてこの請書により生じるめ、関係入連署の上、本書3通を作成し、各自1通を保有します。年 月 日 (そな) 歩	(2) 畳の表替え, 障子及び びに給水栓に係る費用 びに給水栓に係る費用 13 過料の支払い 条例第58条の規定により責 14 その他 その他条例, 規則及びこれ 記載がない事項についてさ	長)に届け出て検査を受い 12 明渡し時の補修費負担 県営住宅を明け渡すときに (1) 故意・過失、善管注意 田	に明け渡します。	県営住宅の用 県営住宅を模 県営住宅を模 列第20条に規定 列第29条第 3 項,	し、 連続11 場で打りません。 7 長期不使用届 15日以上県営住宅を使用しる 8 事前承認事項 知事(宮城県住宅供給公社の (1) 入居時に同居した以外の	年誌で示め、人は用り口まり。 4 収入申告 条例第14条第1項及は第 3項の 5 住宅の保管 条例第21条に規定する県営住宅 6 迷惑行為等の禁止 ・ 楽譚行為もたに、ます。	までにその月分を知事が3 3 連帯保証人の変更 連帯保証人が死亡したとき たとき (連帯保証人の弁)	1 住宅名 県営 住宅 2 家賃等 当初の家賃は月額 という。)第14条第1項又
改良県营住宅10万円		県営住宅の入居については、上記の条件を厳守し、入居(予定)者がこの請書により債務を履行しないときは、普通県営住宅20万円、改良県営住宅10万円を極度額としてこの請書により生じるすべての債務について保証人が連帯して履行することを証するため、関係人連署の上、本書3通を作成し、各自1通を保有します。 年 月 1日 (조白) 歩	(2) 量の表替え、障子及びふすまの張り替え、県設置の照明器具の電球、蛍光灯管及び点灯管の交換並びに給水栓に係る費用(条例第20条第1号の規定により、通常損耗分等も含め全額負担) びに給水栓に係る費用(条例第20条第1号の規定により、通常損耗分等も含め全額負担) 条例第58条の規定により罰則の適用を受けたときは、過料を支払います。 その他条例、規則及びこれらに基づく知事(宮城県住宅供給公社の理事長)の命令を遵守し、この請書に 記載がない事項についても条例、規則等が適用されることを理解し、良好な住生活を維持するよう努めます。	長)に届け出て検査を受けます。 県営住宅を明け渡すときは,次の費用を負担します。 (1) 故意・過失,善管注意義務違反,その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損の復旧費 田	に明け渡します。 県営住宅を明け渡すときは、条例第38条の規定により、10日前までに知事(宮城県住宅供給公社の理事	(2) 県営住宅の用途を変更すること。(3) 県営住宅を模様替えし、又は増築等すること。条例第20条に規定する入居者の費用負担の義務を履行します。条例第29条第3項、第34条第1項又は第39条の規定により県営住宅明渡しの請求を受けたときは、期限内	し、座密りやを行いません。 15日以上県営住宅を使用しないときは、条例第23条の規定により届け出ます。 知事(宮城県住宅供給公社の理事長)の承認を得なければ、次の行為はいたしません。 (1) 入居時に同居した以外の親族を同居させること。	条脳で水の、久は周り出まり。 条例第14条第1項又は第3項の規定により収入を申告します。 条例第21条に規定する県営住宅の保管の義務を履行します。 条例第22条に規定する迷惑行為等の禁止を遵守し,公序良俗に反する行為等を厳に慎み、近隣と協調 条例第22条に規定する迷惑行為等の禁止を遵守し,公序良俗に反する行為等を厳に慎み、近隣と協調	までにその月分を知事が発行する納入通知書により納入します。 連帯保証人が死亡したとき,又は条例第10条第4項に規定する弁済能力に影響のある事項に変更が生じたとき(連帯保証人の弁済が極度額に達したときを含む。)等は,速やかに新たな連帯保証人を定めてで四さます。 マロロロロネー	県営住宅入居請書 県営 住宅 当初の家賃は月額 円とし、その後は県営住宅条例(昭和35年宮城県条例第12号。以下「条例」 という。)第14条第1項又は第3項の規定による収入の申告に基づき算定された家賃について,毎月末日

この規則は、 附 則 令和二年四月一日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会・人事委員会・監査委員訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員

○宮城県訓令甲第三号

○宮城県企業局管理規程第四号

○宮城県人事委員会訓令第一号

○宮城県議会訓令甲第一号

○宮城県監査委員訓令第二号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年二月二十五日

城 県 知 事 村 井

城県公 営企業管 理 者 櫻 井

之 浩

城県人事委員会委員長 県 議 会 議 長 千 石 葉 Ш 裕 光 次 郎

城

城県代表監查委員 石 森 建

宮 宮 宮 宮 宮

宮城海区漁業調整委員会会長 畠 山 喜

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮

三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のよ うに改正する。 六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十 職員安全衛生管理規程(平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第

を「地方公務員法第三条第三項第一号、 規定にかかわらず、臨時職員(第一種臨時職員を除く。)及び非常勤職員で勤務形態が職員と同様の に服することを要する」に改める。 第五十四条の見出し中「臨時職員等」を「特別職の職にある者」に改め、 第一号の二及び第三号に掲げる職にある者のうち、常時勤務 同条中「第二条第一号の

この訓令は、 令和二年四月一日から施行する。

示

告

○宮城県告示第百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

事業の換地処分を次のとおり行った。 令和二年二月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

処分を行った地区の名称

芋埣地区

処分の年月日

令和二年二月十七日

○宮城県告示第百二十九号

する要件に適合するものと認める。 業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定 において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

令和二年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区百宮 六城 加県 入第	名加入区 称
のの町同宮で入共に業百城平 区う支組城告区済基災十県成 域ち所合県示のにづ害八告十 指のの漁さ設係く補号示九 ヶ地女業れ定る漁償(第年 浜区川協た)加業法漁三宮	区域
四令 日和二年 二月	届出年月日
鈴木 活中 五 - 十九 年	発起人の住所及び氏名
養す条三令和法漁業 養す条の男二十令第三十令 業はに第一百九年(成まれた。 大に規十九年(東定八十政昭僧	養殖業の種類
六人	養殖業者数

○宮城県告示第百三十号

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区

7) 令	和2年	三2月2	25日	火曜	日		宮	城	県	Į.	公	報						第81	뭉
花山沢1	沼山沢 2	沼山沢1	佐中川	大向沢	中村沢	坂下沢	切留沢2	2本川熊倉沢	1本川熊倉沢	本沢早坂沢	原井田沢	向程野沢	宿沢	大笹沢	坂下沢	区域の名称			令和二年二月二十五域に指定する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の 種然と 類 類 象 る	の発生原 生原		月二十五日
(次の図のとおり) 栗原市花山字本沢花山沢、本沢虚空蔵	9) 栗原市花山字本沢沼山(次の図のとお	9) 栗原市花山字本沢沼山(次の図のとお	り) 栗原市花山字本沢佐中(次の図のとお	り) 栗原市花山字本沢大向(次の図のとお	の図のとおり)栗原市花山字本沢坂下、本沢中村(次	の図のとおり)	り) 栗原市花山字本沢切留(次の図のとお	り) 栗原市花山字本沢明通(次の図のとお	の図のとおり)	り) 栗原市花山字本沢早坂(次の図のとお	井田(次の図のとおり) 栗原市花山字草木沢合道山、草木沢原	程野(次の図のとおり)	山、草木沢檜木山(次の図のとおり)栗原市花山字草木沢中田、草木沢中出	笹(次の図のとおり)	下、草木沢上原(次の図のとおり)栗原市花山字草木沢角間、草木沢坂	区域の所在地		宮城県知事	
		,	,		,		,			,		,	,	'	おの図のと	る衝	造築物の構	村井	
														域オ	災砂防課及び宮 宮城県土木部防 でする	縦覧場所		嘉浩	
 水 押	根岸の7	小深沢の7	小深沢の6	小深沢の5	小深沢の4	小深沢の3	松ノ原	大平	坂下	椚	原 1	宇内沢	館下沢	日 向 山 2	江渕沢	花山沢3	花山沢2	下畑沢	虚空蔵沢
の急 崩傾斜 地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の急 崩線 地	の崩壊地	の	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊地	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
り) 栗原市金成姉歯字水押(次の図のとお	り)	栗原市瀬峰字小深沢(次の図のとおり)	栗原市瀬峰字小深沢(次の図のとおり)	栗原市瀬峰字小深沢(次の図のとおり)	栗原市瀬峰字小深沢(次の図のとおり)	栗原市瀬峰字小深沢(次の図のとおり)	沢上関屋(次の図のとおり)栗原市花山字本沢佐中、本沢松田、本	平(次の図のとおり)	(次の図のとおり) 東原市花山字草木沢角間、草木沢坂下	り)	り)	おり) 栗原市金成末野字字内沢(次の図のと	り)	の図のとおり)	渕(次の図のとおり) 栗原市金成津久毛字岩崎山畑、岩崎江	(次の図のとおり) 栗原市花山字本沢花山沢、本沢虚空蔵	(次の図のとおり) 栗原市花山字本沢花山沢、本沢虚空蔵	おり)	おり) 栗原市花山字本沢虚空蔵(次の図のと

岩崎	中沢前	下大沢田	大日前の2	日向	下富田の2	下富田の1	烏小沢	漆沢の3	漆沢の2	漆沢の1	畑	中沢	小坊沢	後山 の 3	中崎	日 向 田 の 1	花館の3	花館の2	滝ノ沢
の 崩 壊 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の急 崩線地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地
図のとおり) 栗原市金成津久毛字岩崎菜畑沢(次の	おり) 栗原市金成姉歯字中沢前(次の図のと	とおり) 栗原市金成有壁字下大沢田(次の図の	おり) 栗原市金成有壁字大日前(次の図のと	栗原市金成字日向(次の図のとおり)	のとおり) 栗原市金成字下富田、上富田(次の図	のとおり) 栗原市金成字下富田、上富田(次の図	図のとおり) 栗原市金成津久毛字平形鳥小沢(次の	のとおり) 栗原市金成津久毛字岩崎漆沢(次の図	のとおり) 栗原市金成津久毛字岩崎漆沢(次の図	のとおり) 栗原市金成津久毛字岩崎漆沢(次の図	のとおり) 栗原市金成津久毛字岩崎山畑(次の図	り) 栗原市金成小迫字中沢(次の図のとお	おり) 栗原市金成小迫字小坊沢(次の図のと	り) 栗原市金成小迫字後山(次の図のとお	り) 栗原市金成小迫字中崎(次の図のとお	栗原市金成字日向田 (次の図のとおり)	り) 栗原市金成小迫字花館(次の図のとお	り) 栗原市金成小迫字花館(次の図のとお	おり) 栗原市金成姉歯字滝ノ沢(次の図のと

	西大寺	の 崩傾 壊斜 地	来原市金成沢辺字西大寺 (次の図のと	
	「次の図」は、	は、省略し、	. その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所にお	る場所におい
て	て縦覧に供する。)	°)		
0	○宮城県告示第百三十一号	百三十一号		
	土砂災害警戒	区域等にお	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)	上第五十七号)
第	七条第一項の	の規定により、	、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。	
	令和二年二月二十五日	月二十五日		

村 井 嘉 浩

No.										
海 草 下 1	本木	穴ノ原	内内	菜畑沢沢	切留沢 1	早坂沢2	早坂沢1	赤坂沢	宿沢	区域の名称
地すべり り	地すべり	地すべり	地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害
のとおり) 要原市栗駒文字字海草、上向(次の図 栗原市栗駒文字字海草、上向(次の図のとおり)	幡下(次の図のとおり) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(次の図のとおり) 栗原市花山字本沢穴ノ原、本沢切留	(次の図のとおり) 栗原市花山字本沢猪ノ沢、本沢浅布	図のとおり) 栗原市金成津久毛字岩崎菜畑沢(次の	り) 栗原市花山字本沢切留(次の図のとお	り) 栗原市花山字本沢早坂(次の図のとお	り) 栗原市花山字本沢早坂(次の図のとお	赤坂、草木沢荒神前(次の図のとおり)栗原市花山字草木沢宮ノ木裏、草木沢	山、草木沢檜木山(次の図のとおり)栗原市花山字草木沢中田、草木沢中出	区域の所在地
								均高不良	ず事务斤宮城県北部土木事務所栗原地宮城県土木部防災砂防課及び	縦覧場所

	公	報					第81	号	
)		7							
邻市計画去 (て縦覧に供する。)	古吹平沢	割沼	海草 2	蟹沢	桐木	釜沢	
召和四十三	公	る。)	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	
○邵抃計画去(召印四十三手去聿第写身)第二十九条第一頁の見起こより许可」)に欠の開発区域	公告	、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所に	おり) 栗原市栗駒文字字鍛冶屋(次の図のと	り) 栗原市栗駒松倉字西山(次の図のとお	り) 栗原市栗駒文字字海草(次の図のとお	り) 沼前、土喰場、馬立場(次の図のとお 沼前、土喰場、馬立場(次の図のとお	とおり) 果原市栗駒岩ケ崎字桐木沢(次の図の	り) 栗原市栗駒烏沢字釜沢(次の図のとお	
り開発区或		げる場所に							

におい

区 ○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 に係る開発行為は、その工事を完了した。 Î

令和二年二月二十五日

地域の名称

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

宮城県知事 村 井 浩

気仙沼市松川三百四十七番一、三百四十八番

四番、三百六十五番、 番一、三百六十二番一、三百六十三番、三百六十 一、三百四十九番一、三百五十番一、三百五十一 四百二十二番、四百二十三

四百二十四番

気仙沼市川口町一丁目四十四番地

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

株式会社コマツ

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

令和二年二月二十五日

(9)

宮城県知事 村 井 嘉

浩

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

区 登米市迫町佐沼字大網百九十九番一の一部 登米市迫町佐沼字中江二丁目六番一

 $\widehat{}$

登米市

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。 令和二年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

入札に付する事項

調達案件の名称及び数量 東北歴史博物館電力需給

年間約三百十四万五千キロワット時

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 多賀城市高崎 一丁目二十二番一号 東北歴史博物館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加者登録簿に登載されている者又は開札時までに
- 3 ていない者であること。 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受け
- をしていない者であること。 る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ
- 5 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可
- 6 会社更生法(平成十四年法律百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開

者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従

れにも該当しない者であること。 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。なお、入札に参加しようとする者の業務として行った行なお、入札に参加しようとする者ので用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

○ 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支配人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴が理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴が到しよる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

○ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図の、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力、又は第三者の不正な利益を図という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

又は関与していると認められるとき。(三) 入札に参加しようとする者又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

宮

ていると認められるとき。四年の後員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有し四年人に参加しようする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有し

けている小売電気事業者であること。 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受

までに三の2の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求め9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和二年三月三日(火)午後五時

られた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県行政庁舎二階 宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 仙台市青葉区入の上、宮城県行政庁舎二階 宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二一-三三三五)へ令和二年二月二十六日(水)午後五時本町三十六日(水)午後五時本でに提出すること。

入札書の提出場所等

三

宮城県物品等電子調達システムの利用

方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きのるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては

付場所、問い合わせ先 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交

宮城県教育庁文化財課管理調整班(担当 長埜

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

亮

電話〇二二-二一一-三六八二

〒九八○-八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

令和二年三月三日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和二

4 一般競争入札参加資格審査

三月二日(月)までに2宛て申し出ること

当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。に必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年三月三日(火)まで

5 入札書の提出期限

○ 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

人札の期間 令和二年三月六日(金)午前九時から令和二年三月九日(月)午後五時まで

- 二 書面により入札書を提出する場合
- 提出期限(令和二年三月九日(月)午後五時まで
- ロ 提出場所 2に同じ。
- 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名

称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。 人札書を持参する場合は、 6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所

令和二年三月十日 (火) 午前十時 宮城県教育庁文化財課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者

- Ŧî. その他
- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の 治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約 解除を行うことがある。 長期継続契約について、この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自
- 条並びに財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。 十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九
- 者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を た金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業 消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て 入札書に記載すること 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する
- 6 を落札者とする 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無
- 8 契約書作成の要否
- 9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は入札説明書による。

Summary

(11)

- ただし、 (estimated annual usage of 3,145,000kWh) Nature and Quantity of Item(s) to be Procured: Electric power for Tohoku History Museum
- Period of Contract: April 1, 2020 to March 31, 2023

2

- Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government Office Deadline and Place for Bid Submission: March 9, 2020 (Mon.), 5:00 p.m. Cultural Properties
- Language and Currency Used for Contract: Japanese and Japanese yen only
- Boardof Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-Contact Information: Nagano Ryo, Management Section, Cultural Properties Division,

選挙管理委員会

8423 Japan Tel.: 022-211-3682

○宮選管告示第二十一号

の数は次のとおりである。 規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一 令和元年十二月五日現在における漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の

令和二年二月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長

伊

東

則

夫

三分の一の数

七七一

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

同漁業権区域を除く。)において、一トン以上二十トン未満の漁船を使用して行うかご漁業(以下「か ご漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面

令和二年二月二十五日

宮城海区漁業調整委員会

Щ 勝

長 畠 喜

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

操業区域

制限期間

宮城県地先海面

(共同漁業権区域を除く)

'n

三 操業期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

四 操業の届出

しなければならない。 ・ お取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に届出を務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に届出を

また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならない。

操業の条件及び制限

Ŧî.

したことを証する書面(写しでも可)を漁船に備え付けなければならない。 ロの届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業する際、委員会が交付する届出を受理

ばならない。
2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなけれ

ほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。

宮

線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。 6 届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無

かご漁業操業事務取扱要領

(操業の届出及び変更の届出)

以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、

ばならなゝ。 延なくかご漁業変更届出書(様式第二号。以下「変更届出書」という。)を委員会に提出しなけれ

住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書(様式第一号)を委員会に提っ宮城県以外の船籍の者(以下「県外届出者」という。)が届出をしようとする場合は、届出者の

自己等つを担

出しなければならない。

に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。 二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、その他関係法令

(届出を受理したことを証する書面の交付)

者に交付する。
務所(県外届出者にあっては管轄する都道府県)を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出第三 委員会は、第二の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で定める標識は、様式第三号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第四号とする。

(操業届出書等の経由)

外届出者にあっては管轄する都道府県)を経由して提出するものとする。第六、操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所(県

(様式第1号)

かご漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

漁業協同組合(又は届出者)

下記のとおり、かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連番号	船	名	漁船登録 番号	総トン数	操業	F	虽 出	者		備考
油山街夕	番号	刀口	石	番号	応トン奴	時期	住	所	氏	名	加考
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										

年 月 日 上記届出を受理 宮城海区漁業調整委員会

海区収受 印押印欄

(様式第2号) 5 ω 2 頂 宮城海区漁業調整委員会会長 先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。 変 変 \mathbb{H} 漁船登録番号 浩 Ш 更の内 更の理由 橅 谷 4 汝 宮かご第 変 ş 囲 霽 ſί 熊 害 业 変 囲 往氏 屈 所名 Œ 変 1 浬 併 筱 Ы Ш 프

獲

政

續

縣

Πŀ

1

乗組員数

人 (船主を除いた人数)

提出年月日:

併

Д

Ш

かごの 規 模

主に使用する餌:

1 本 あ た り の 総 延 長 : m 総 使用 本 数 : 本 (何 本 敷 設 し て い る か 記 入)

1本あたりの使用かご数:

カゴ

 \mathbb{H}

(様式第3号) ယ 2 以上とすること。 太さは1センチメートル以上とする。 文字及び数字(届出番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル 宮かご第 (漁業協同組合に所属していない場合,○印部分の記載は不要) ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。 文字、数字(届出番号)は、黒色とすること。 船外機動力漁船にあっては、文字及び数字 (届出番号) の大きさは4センチメートル以上とし、 (様式第 4 号) 2 2 3 2 1 12 11 10 9 8 7 6 5 4 絝 漁船登録番号 届出者氏名 所属漁協 宮城海区漁業調整委員会 П 操業に要した所要経費 主な水揚げ先 操業状況 Œ ۲, 橅 操日 業数 数 垃 至 宮かご第 漁権 場中 ガザミ (ワタリガニ) ş 会灵 ſί 嶣 マアナゴ 主な魚 業 ブソ 亞 熊 種別漁獲

ミズダコ

レダコ

(kg)

かの街

会 (千円) 変技法 さ

	漁具費	
	燃料費	
	餌代	経費(千
	人件費	(千円)
	その他(
	性具口川 (117)	
	富	排